
浜岡原子力発電所の 新規制基準適合性審査 における基準地震動策定に係る 不適切事案を踏まえた 他事業者の状況確認結果について

2026.1.19
原子力エネルギー協議会

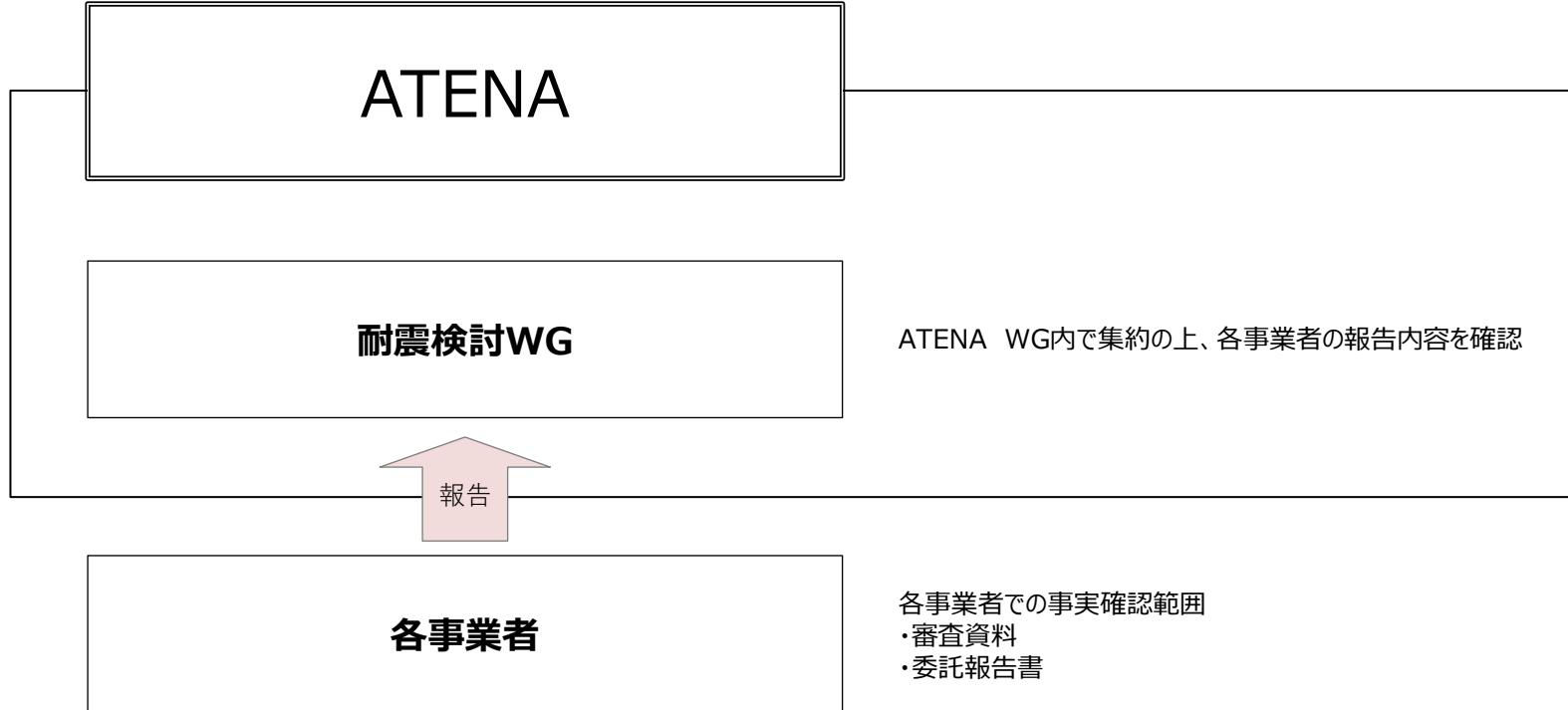
はじめに

- 2026年1月5日に中部電力（株）が公表した「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」を踏まえ、他の事業者における状況の確認を自主的に実施することとした。
- 現在公表されている情報を踏まえ、「各社における基準地震動策定にあたり、中部電力（株）で確認された事案と同様に意図的に過小評価となるようなことを実施しているか」の観点から、主に以下の項目について確認を行った。
 - 方法①に関して、基準地震動の選定プロセス及び当該プロセスに関する原子力規制庁への説明内容
 - 方法②に関して、基準地震動の代表波の策定プロセスの妥当性
- 上記の確認結果について公表するもの。
- さらに今後、中部電力（株）が設置した第三者委員会の調査結果などの新たな情報が得られ次第、それらを踏まえた確認を実施していく。

方法①②については、中部電力（株）のホームページ掲載資料を参照。

https://www.chuden.co.jp/publicity/press/_icsFiles/afieldfile/2026/01/05/260105.pdf

検討体制



確認対象

■ 確認対象とした事業者

北海道電力（株）、東北電力（株）、東京電力HD（株）、北陸電力（株）、関西電力（株）、中国電力（株）、四国電力（株）、九州電力（株）、日本原子力発電（株）、電源開発（株）、日本原燃（株）、リサイクル燃料貯蔵（株）における原子力施設（新規制適合性審査申請済の施設（事業者）を対象） [計12社、24プラント・6施設]

北海道：泊1～3号機 [1発電所、3プラント]

東 北：女川2号機、東通1号機 [2発電所、2プラント]

東 京：柏崎刈羽6/7号機 [1発電所、2プラント]

北 陸：志賀2号機 [1発電所、1プラント]

関 西：美浜3号機、大飯3/4号機、高浜1～4号機 [3発電所、7プラント]

中 国：島根2/3号機 [1発電所、2プラント]

四 国：伊方3号機 [1発電所、1プラント]

九 州：玄海3/4号機、川内1/2号機 [2発電所、4プラント]

日本原電：東海第二 [1発電所、1プラント]

電源開発：大間 [1発電所、1プラント]

日本原燃：再処理工場、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、MOX燃料工場、
ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物埋設センター [5施設]

リサイクル燃料貯蔵：中間貯蔵施設1棟 [1施設]

確認内容

以下の項目について、現在公表されている情報を踏まえ、中部電力（株）で確認された事案と同様に意図的に過小評価となるようなことを実施していないかの観点で各事業者の状況確認を実施した。

【確認内容】

- 基準地震動の選定プロセス及び当該プロセスに関する原子力規制庁への説明内容（方法①）
- 基準地震動の代表波の策定プロセスの妥当性（方法②）

【確認期間】

- 確認期間：2026年1月9日（金）～2026年1月19日（月）

【確認方法】

- 各事業者における事実確認結果についてATENAが報告を受け、ATENA WGで集約の上、各事業者の報告内容の確認を行った。

確認結果

以下の項目について、現在公表されている情報を踏まえ、各事業者から報告された事実確認結果について確認した結果を以下に示す。

- 基準地震動の選定プロセス及び当該プロセスに関する原子力規制庁への説明内容（方法①）
 - ✓ 各社の基準地震動の選定プロセスは、原子力規制委員会の審査ガイド（基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド）に基づいた手法で評価されていることを確認した。
 - ✓ 審査会合が開催されたプラント・施設については、上記評価プロセスを原子力規制庁に説明していることを確認した。
- 基準地震動の代表波の策定プロセスの妥当性（方法②）
 - ✓ 代表波を意図的に策定している事実は確認されなかった。

今後、中部電力（株）が設置した第三者委員会の調査結果などの新たな情報が得られ次第、それらを踏まえた確認を実施していく。